別表第七の一の部生産情報システム技術科の項の次に次のように加える。

データベース設計科	一　系基礎 1　学科 第二種情報処理系プログラム設計科の系基礎学科の①から⑪までに掲げる科目 2　実技 第二種情報処理系プログラム設計科の系基礎実技の①から④までに掲げる科目	訓練期間　二年 訓練時間　総時間　二、八〇〇 四三〇	建物その他の工作物 機械	教室 実習場 空気調和装置 サーバ装置 ネットワーク装置 表示装置 情報処理用機器類 ネットワーク実習機器 器具及び用具類 計測器類 教材類 ソフトウェア類	
	二　専攻 1　学科 ①　データ構造 ②　データベースシステム 2　実技 ①　データベース設計実習 ②　データベースシステム実習 ③　データベース正規化実習	訓練期間　二年 訓練時間　総時間　二、八〇〇 四〇〇 六二〇	建物その他の工作物 その他		
	コンピュータによる情報処理システムのプログラミング、情報セキュリティ、ネットワーク等の設計における基礎的な技能及びこれに関する知識 データベースの設計における技能及びこれに関する知識				
生産電子情報システム技術科	一　専攻 1　学科 ①　技術英語 ②　生産管理 ③　経営管理 ④　企画開発 ⑤　機械工学概論 ⑥　複合電子回路設計 ⑦　セキュア通信システム設計	訓練期間　二年 訓練時間　総時間　二、八〇〇 三八五	建物その他の工作物 機械	教室 実験室 実習室 情報処理実習室 電子機器工作用機械類 情報処理用機器類 実験用機械類 通信ネットワーク用機器類 器工具類 計測器類 教材類 ソフトウェア類	
	通信機能を有したシステムの組込みの設計、試作及び試験並びにその他の生産システムの構築における技能及びこれに関する知識				

別表第十一情報処理科の項学科試験の科目の欄中

「①　ソフトウェア（言語理論　プログラム言語　プログラミング言語　オペレーティングシステム　データベース構造）
②　ハードウェア（情報科学　情報理論　中央処理装置　周辺装置　コンピュータ・アーキテクチャ）
③　情報工学（情報科学　情報数学）
④　経営工学（経営管理　生産管理）
⑤　安全衛生（安全管理　衛生管理）」

を

「①　ソフトウェア（言語理論　プログラム言語　プログラミング言語　オペレーティングシステム　データベース構造）
②　ハードウェア（情報科学　情報理論　CPU　周辺装置　コンピュータ・アーキテクチャ）
③　ネットワーク（プロトコル　LAN）
④　情報工学（情報科学　情報数学）
⑤　経営工学（経営管理　生産管理）
⑥　安全衛生（安全管理　衛生管理）
⑦　情報セキュリティ）」

に改める。

情報工学（情報科学　情報数学） 安全衛生（安全管理　衛生管理）	一　ソフトウェア（言語理論　プログラム言語　プログラミング言語　オペレーティングシステム　データベース構造） ハードウェア（情報科学　情報理論　中央処理装置　周辺装置　コンピュータ・アーキテクチャ） 情報工学（情報科学　情報数学） 経営工学（経営管理　生産管理） 安全衛生（安全管理　衛生管理） 自動化機器等企画開発並びに生産システム設計・製作等の技術及びこれに関する知識	六六五			
	二　応用 自動化機器等企画開発、生産システム設計・製作等実習 ①　機械工作実習 ②　設計プロセス応用実習 ③　複合電子回路設計応用実習 ④　セキュア通信システム構築応用実習 ⑤　組込みシステム構築応用実習 ⑥　無線通信機器設計製作応用実習 ⑦　安全衛生管理実習 ⑧　組込みシステム設計 ⑨　安全衛生管理	七〇〇			

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

（訓練基準に関する経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に第一種情報処理系ＯＡシステム科、第一種情報処理系ソフトウェア管理科、第一種情報処理系データベース管理科、第二種情報処理系プログラム設計科、第二種情報処理系システム設計科又は第二種情報処理系データベース設計科に係る普通課程の普通職業訓練を受けている者に対してそれぞれこの省令による改正後の職業能力開発促進法施行規則（以下「新規則」という。）別表第二に定めるところによる第一種情報処理系ＯＡシステム科、第一種情報処理系ソフトウェア管理科、第一種情報処理系データベース管理科、第二種情報処理系プログラム設計